

次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成30年5月16日

奈良県知事 荒井 正吾



1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託

(2) 業務目的

県内スポーツ施設について、2030年に予見される本県での2巡目国体開催と、その後の将来的な利活用を見据え、中長期的な視点から、基本的なあり方を検討。その結果を踏まえ、県内スポーツ施設整備ビジョンを策定。

(3) 委託内容

① 計画・準備

② 県内スポーツ施設の現状分析・評価

- A 競技拠点となる施設のスペック、耐用年数
- B 必要な施設基準（国体・プロスポーツ等）に対する不足要素
- C 宿泊・交通アクセス等
- D 近年の国体開催県の競技・関連施設との比較
- E 先進的な整備運営手法（PPP、PFI等）の情報収集・研究
- F 市町村等ヒアリングによる現状把握

③ スポーツ施設整備ビジョンの検討

- A 機能（用途、仕様、レベル等）
- B 規模（中核拠点施設～身近なスポーツ・運動施設）
- C 配置（地域性、効果効率性等）
- D 整備・運営手法

④ 先催県等における競技・関連施設及び整備手法等調査

⑤ 打合せ会議

⑥ 業務遂行のために必要な資料作成

(4) 委託上限額

予算額 10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(5) 4の(2)により配布する「奈良県スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）

2 参加資格

提案の資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約にかかる入札停止措置要領に入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃

止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (7) 企画提案書提出時点において、奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q 4（検査・分析・調査業務）」登録をしている者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2 の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県 暮らし創造部 スポーツ振興課 スポーツ振興企画係

TEL : 0742-27-5421 FAX:0742-23-7105

電子メールアドレス: sports@office.pref.nara.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施要項、仕様書等の配布

平成 30 年 5 月 16 日（水）から平成 30 年 5 月 29 日（火）午後 5 時までの間に、(1) の担当部局において入手するものとする。

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで。）

なお、奈良県暮らし創造部スポーツ振興課ホームページからも入手可能。

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出及び質問の受付

4 の (2) により配布する公募型プロポーザル実施要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4 の (2) により配布する公募型プロポーザル実施要項に示すところによる。

6 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細は、4 の (2) により配布する公募型プロポーザル実施要項に示すところによる。

7 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

- イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。